



県章

三重県公報

令和7年9月1日(月)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	規 則		
57	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(獣 害 対 策 課)	2

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年九月一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年三重県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（鳥獣の保護に支障がないと認められる行為の指定）</p> <p>第六条 法第二十九条第七項の知事の定める鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 施行令第三各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>（猟区管理規程変更認可申請書）</p> <p>第十六条 施行令第七各号の申請書は、<u>猟区管理規程変更認可申請書（第十九号様式）</u>によるものとする。</p>	<p>（鳥獣の保護に支障がないと認められる行為の指定）</p> <p>第六条 法第二十九条第七項の知事の定める鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 施行令第二各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>（猟区管理規程変更認可申請書）</p> <p>第十六条 施行令第三各号の申請書は、<u>猟区管理規程変更認可申請書（第十九号様式）</u>によるものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>